

74 水產動物（錦鯉以外）

74.1 台湾

74.1.1 衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。
申請書明細は最大 10 個まで登録可能です。11 個以上の場合は別途追加で申請してください。

■ 申請書入力

申請書入力画面 (台湾 水産動物(錦鯉以外) 衛生証明)

前証明書番号 半角英数字

輸出入情報

輸送手段 船舶
船便名・航空便名 SH010101
コンテナ番号 A1223122
封印シール番号 11223344
出港日 2023-07-21

輸出業者情報

名称 日本語 丸丸水産
英語 Maru Maru Co., Ltd.
郵便番号 123-4567
所在地 日本語 北海道苫小牧市丸町0-00-00
英語 0-00-00 Maru-cho, Tomakomai-shi, Hokkaido JAPAN
メールアドレス ABC12345@XXXXX.co.jp
連絡先電話番号 000-1234-5678

輸入業者情報

名称 英語 AABC Co., Ltd
郵便番号 09876543
所在地 英語 0-0-0 Taipei City
メールアドレス DEF67890@XXXXX.co.jp
連絡先電話番号 000-9876-5432

生産・加工・保管施設情報

養殖場 認定・登録番号
名称 日本語
英語
所在地 都道府県
市町村
所在地(市町村以降) 日本語
所在地 英語

その他入力項目

名称を入力してください。

所在地を入力してください。

名称を入力してください。

所在地を入力してください。

養殖施設の名称と住所を入力してください。

0文字/最大400文字

その他入力項目

申請先県/生産県	日本語	必須	北海道
漁獲海域	名称	日本語	オホーツク海
	英語	Sea of Okhotsk	
所在地	英語	Sea of Okhotsk	

14文字/最大400文字

漁獲海域の名称を入力してください。
漁獲海域の住所を入力してください。
水域又は養殖場からの出荷日を入力してください。
数量及び重量を入力してください。

水域又は養殖場からの出荷日 **必須** 2023-07-05

数量及び重量 **必須** 200.00

輸出水産動物の用途(いずれかにチェック) **必須** 培殖・飼育用 食用

輸出水産動物は第三国から輸入後3ヶ月以内の輸出 **必須** 該当しない 該当する

水産動物の種類 **必須** 生きた魚類(配偶子及び受精卵を含む) 生きた甲殻類・貝類

備考

備考

誓約事項

誓約事項 **必須**

(1) 1の記載事項が正しいこと。
(2) 關税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内貨貨物」であること。
(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
(4) 対象疾患有による外観上の異常が認められず、かつ、輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。
□ 承諾

更新 **明細登録**

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

■ 申請情報明細登録

申請情報明細登録画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請情報明細登録画面 (台湾 水産動物(錦鯉以外) 衛生証明)

明細番号 未採番

商品情報

一般名(種名)	日本語	必須	さけ
	英語	必須	Salmon
学名	英語	必須	Oncorhynchus keta
年齢又は成長段階	必須	3	

一般名(種名)を入力してください。
学名を入力してください。
年齢又は成長段階を入力してください。

備考

備考

確認

一覧に戻る 前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries